

すこやかヘルパーステーション
介護予防・日常生活支援総合事業における第一号訪問事業 訪問介護相当事業所
運営規程（第7版）

医療法人 岐阜勤労者医療協会
すこやかヘルパーステーション

(事業の目的)

第1条 医療法人岐阜勤労者医療協会が開設する、すこやかヘルパーステーション（以下「事業所」という）において実施する介護予防・日常生活支援総合事業における第一号訪問事業（以下「総合事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、事業対象者及び要支援状態にあたる利用者に対し、総合事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の立場に立った適切な総合事業の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 総合事業においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護その他生活全般に渡る支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

4 市町村、居宅支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 総合事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等へ情報の提供を行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 すこやかヘルパーステーション
(2) 所在地 岐阜市北山1丁目16番13号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 勤務する職種、員数及び、職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤兼務)

管理者は、事業所の従事者の管理及び、業務の管理を一元的に行う。

- (2) サービス提供責任者 介護福祉士 5名以上

サービス提供責任者は、訪問型サービス個別計画の作成・変更を行い、総合事業の利用の申し込みに関わる調整をする。利用者の状況を把握し定期的にモニタリングを行いサービス

担当者会議へ出席し他職種との連携、訪問介護員等の研修、技術指導・メンタルケアなどに当たり質の向上を図る。

(3) 訪問介護員 介護福祉士 25名以上

訪問介護員は、訪問型サービス個別計画に基づき総合事業の提供に当たる。

(4) 事務職員 1名 必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日、12月30日～1月3日のぞく
- (2) 営業時間 平 日 午前9時から午後5時まで
土曜日 午前9時から午後0時30分まで
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(総合事業の利用料等)

第6条 総合事業を提供した場合の料金の額は、各市町村が定める基準によるものとし、当該総合事業が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に応じた割合の額とする。

2 通常の事業実施地域を越えて行う訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。

- ① 片道10km以上～15km未満 300円
- ② 片道15km以上～20km未満 400円
- ③ 片道20km以上 500円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(虐待防止に関する事項)

第7条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修

(4) 措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 従業者は、総合事業を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 事業者は、利用者に対する総合事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。

(通常の事業実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、岐阜市、関市及び各務原市のそれぞれ一部とする。地域詳細は、「通常の事業地域一覧」にて表示。

(苦情処理)

第10条 事業所は、別に定める「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」に基づき、利用者からの相談や苦情等があった場合、迅速に対応する。

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護の提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持および健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1)事業所における感染症の予防および蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。

(2)事業所における感染症の予防および蔓延防止のための指針を整備する。

(3)事業所において、従業者に対し、感染症の予防および蔓延防止のための研修および訓練を定期的に実施する。

(その他運営についての留意事項)

第13条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する。

2 この規程に定める事項以外、運営に関する重要な事項は、医療法人岐阜勤労者医療協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 30(2018)年	5月1日から施行する
平成 30 年(2018 年)7 月 20 日	人員・資格状況と利用料の変更を行った。
平成 30 年(2018 年)12 月 1 日	サービス提供責任者数・人員・資格状況の変更を行った。
令和 2 年 (2020 年)4 月 1 日	サービス提供責任者数・人員・資格状況の変更を行った。
令和 3 年 (2021 年)4 月 1 日	人員・資格状況の変更を行った。
令和 4 年 (2022 年) 6 月 1 日	事項追加、サービス提供責任者数・人員・資格状況の変更を行った。
令和 5 年 (2023 年) 10 月 1 日	事項追加、サービス提供責任者数・人員・資格状況の変更を行った。

通常の事業地域一覧

岐阜市	芥見・芥見東・岩・藍川・三輪北・三輪南・日野・早田・長良・華陽・白山・梅林・厚見・加納・加納西・木ノ本・徹明・岐阜・長森北・長森東・長森南の各小学校区
関市	金竜・瀬尻・旭ヶ丘・安桜・倉知・下有知・南ヶ丘の各小学校区
各務原市	那加第1・那加第2・那加第3・尾崎・各務・蘇原第1・蘇原第2の各小学校区